

議題 企業会計基準委員会の活動状況

項目 国際対応の状況

1. IASB の基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）に関する意見発信の状況

1. IASB から 2019 年 12 月に基本財務諸表プロジェクトについての公開草案「全般的な表示及び開示」が公表されている（コメント期限：2020 年 9 月 30 日）（別紙 10）。ASBJ は、2020 年 9 月 25 日に、コメント・レターを提出している。
2. IASB の公開草案の提案と ASBJ の主なコメントの要約は、以下のとおりである。

	IASB の公開草案の提案	ASBJ の主なコメント
1	営業損益を残余として定義する。	残余とはせず、積極的に定義すべきである。営業損益の定義として、「企業が主要な営業活動であると識別した活動に関連して純損益に含めて認識した収益及び費用」を提案する。
2	3 つの小計と 4 つの区分を設ける。	表示を要求する小計を追加するなら営業損益のみでよい。 投資区分と財務区分を必ずしも分ける必要はない。
3	不可分の関連会社及び共同支配企業に関連する持分法投資損益と、不可分ない関連会社及び共同支配企業に関連する持分法投資損益を区分して表示する。	重要な影響力や共同支配は偶然に得られるものではなく、ほとんどが不可分のはずである。 ASBJ が提案する営業損益の定義に従えば、この区分は不要である。
4	利息収益及び利息費用はつねに財務に区分する。	すべての負債は、ただちに現金決済されない限り、貨幣の時間価値要素が発生する。 確定給付負債の純額に係る利息費用純額は金額が大きくなることもあるため、財務比率が歪むことを懸念する。
5	通例でない収益及び費用は注記する。	適切に定義できるとは考えないため、開示を要求すべきではない。
6	投資家とのコミュニケーションで使用する指標は、経営者業績指標 (MPM) となる。	投資家とのコミュニケーションで使用するすべての指標を対象とすべきではない。
7	MPM は注記し、財務業績の計算書上の小計と調整する。税効果及び非支配持分への影響も開示する。	MPM は本表に表示すべきである。 税効果及び非支配持分への影響の開示は、費用対効果がなく、不要である。

資料(4)

8	営業費用は費用機能法又は費用性質法により分析する。費用機能法による場合、費用性質法によった場合の分析を注記する。	費用機能法による場合に、費用性質法による分析を注記することは、企業の実態にかかわらず単にコストの理由から費用性質法を選択する誘因になると考えられる。
---	--	--

3. IASB は寄せられたコメントを踏まえ、2021 年 1 月に再審議の計画を次のとおり暫定決定した。

(1) 公開草案の提案のうち、概ねよく受け止められていたものを再審議の優先度の高い項目として、公開草案の提案を進めることを前提に範囲を絞った議論のみを行う。例えば次の提案がこのように取扱う項目とされている。

- 純損益計算書における小計及び区分（ただし、不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業に関する提案を除く。）

これには、営業利益の表示を企業に要求すること及び営業区分を他のどこにも分類されない収益及び費用に関する既定の（default）区分として定義することも含まれる。

- 経営者業績指標（MPM）（ただし、収益及び費用の小計以外の指標（measures）を含めるために、MPM の範囲を拡大するかどうかの議論については、段階的なアプローチ（後述）を用いることを予定している。）
- 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割
- キャッシュ・フロー計算書の修正

(2) コメント・レター等の公開草案に対するフィードバックにおいて、公開草案の提案に対し賛否が分かれた項目については、まず検討の方向性を決定したのちに提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用する。例えば次の提案が、このように取扱う項目とされている。

- 表示すべき最低限の行項目（minimum line items）
- 営業費用の分析
- 通例でない収益及び費用
- 不可分な/不可分でない関連会社及び共同支配企業

(3) 現在のところ、IASB は本プロジェクトが完了する時期に関する見積りを示すことはできないとしている。IASB はある程度議論が進んだところで、基準開発の完了時期の見積りを策定することを予定している。

II. 企業結合に関する開示及びのれんの会計処理に関する対応

4. IASB から 2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー (DP) 「企業結合－開示、のれん及び減損」が公表されている (コメント期限: 2020 年 12 月 31 日)。当該 DP では、主に以下が取り扱われている。
 - 企業結合における取得に関する開示の改善
 - のれんの減損及び償却
 - 減損テストの簡素化
5. ASBJ では、より広範に我が国の関係者の意見を集約するために関係者にアウトリーチを実施した上で、2020 年 12 月 28 日に、コメント・レターを提出している (別紙 11)。
6. IASB は 193 通のコメント・レターを受け取っている。のれんの償却については、国によって意見が異なり、意見が分かれている状況である。
7. なお、FASB は、のれんの償却に関する審議を進めており、2020 年のボード会議では、以下の暫定決定等を行っている (別紙 12)。

(暫定決定)

1. のれんの償却は定額法で行うべきであり、Evolving モデル¹は認められない。
2. 企業は、10 年間のデフォルトの期間でのれんを償却すべきである。ただし、取得の事実と状況に基づいて企業が選択し、正当化する場合を除く。
3. 別の償却期間を選択する場合には、上限が設定される。
4. 企業に、償却期間の再評価は要求されない。

(スタッフへの追加的な指示等)

5. ボードは次に関連する追加的な調査とアウトリーチを実施するようスタッフに指示した。
 - ・デフォルト以外の償却期間を正当化する要因と規準
 - ・償却期間を検討する要因、及びデフォルト以外の償却期間を正当化する規準が、具体的な上限の期間とどのように相互に関連するか。

III. その他のプロジェクトへの対応

(1) 料金規制会計

8. IASB から 2021 年 1 月に公開草案 (ED/2021/1) 「規制資産及び規制負債」が公表されている (コメント期限: 2021 年 6 月 30 日)。この公開草案では、財又はサービ

¹ (ASBJ 事務局注) 時の経過とともに償却方法を変更するモデル。

資料(4)

スを提供する期間と、財又はサービスについて顧客に請求できる期間が異なることがある場合に、この相違について、規制資産及び規制負債と、関連する規制収益及び規制費用を認識することを提案している。

9. 我が国において、本公開草案が関係する業種は限定されていると考えられるが、IASB が提案する会計処理に検討すべき論点が多いと考えられることから、本件に関して詳細に検討を行うために、料金規制会計専門委員会を設置した。

(2) 共通支配下の企業結合

10. IASB から 2020 年 12 月ディスカッション・ペーパー(DP/2020/2)「共通支配下の企業結合」(以下「DP」という。)が公表されている(コメント期限:2021 年 9 月 1 日)。
11. DP では、共通支配下の企業結合がグループ外の株主に影響を与える場合には、公正価値情報を提供し(IFRS 第 3 号の既存の要求事項と整合させ)、それ以外の場合には、簿価情報を IFRS 基準において定める単一のアプローチを用いて提供することを提案している。
12. DP の対象になるのは子会社の会計処理であり、我が国においては、国内子会社において IFRS が適用されているのは限定的であるため、DP が実務に与える影響も限定的と思われる。よって、もっぱら理屈面でのコメントを行っていく予定である。

(3) 適用後レビューへの対応

13. IASB から 2020 年 12 月に情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』、IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」が公表されている(コメント期限:2021 年 5 月 10 日)。
14. また、情報要請の前段階で IFRS 第 9 号「金融商品」(分類及び測定)のアウトリーチが開始されている。
15. これらについては、我が国の関係者の意見を集約するためにアウトリーチを実施し、意見発信を行っていく予定である。

(4) 今後の IASB の主な公表物

16. 今後 IASB から公表が予定されている主な公表物は以下のとおりである。
 - (a) 情報要請「アジェンダ・コンサルテーション 2020」(2021 年 3 月)
 - (b) 公開草案「的を絞った会計基準レベルの開示の見直し」(2021 年 3 月)
 - (c) 公開草案「経営者による主要な説明」(2021 年 4 月)

IV. 国際会議への参加の状況

17. 2020 年 3 月以降、全ての国際会議がビデオ会議に変更されており、前回の基準諮問会議以後、以下の国際会議に参加している。

資料(4)

2020 年 11 月 23 日－25 日	AOSSG CAC 会議、年次総会	ウェブ会議
2020 年 12 月 10 日	会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF)	ウェブ会議
2020 年 12 月 18 日	多国間ネットワーク会議	ウェブ会議
2021 年 2 月 2 日	カナダ会計基準審議会 (AcSB) との会議	ウェブ会議
2021 年 3 月 8 日－9 日	IFASS 会議	ウェブ会議

ディスカッション・ポイント

1. IASB の基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）の意見発信の状況について、ご意見をお伺いしたい。
2. その他の点について、ご意見があればお伺いしたい。

以 上

別紙：IFRS 財団におけるサステナビリティ報告に関する取組み

1. IFRS 財団は、2020 年 9 月に「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表した（コメント期限：2020 年 12 月 31 日）。
2. 当該協議ペーパーに対する我が国からの意見発信については、IFRS 対応方針協議会²のもとにサステナビリティ報告に関するワーキンググループ³が設けられ、審議の上、IFRS 対応方針協議会名で IFRS 財団にコメント・レターを提出している。
3. IFRS 財団は 576 通のコメントを受領した。その後、IFRS 財団の評議員会で審議が重ねられており、2021 年 3 月 8 日に、サステナビリティ報告に関する協議ペーパーに対するフィードバックに基づく戦略的方向性と今後の予定を公表している。概要は以下のとおりである。
 - 協議ペーパーに対するフィードバックでは、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズに緊急性があることが確認され、また、IFRS 財団が当該基準の開発において役割を果たすことについて支持があることが確認された。そのため、評議員会は、既存の IFRS 財団のガバナンス構造の枠内で、国際的なサステナビリティ報告基準審議会を設立するための作業を継続している。
 - 評議員会は、新しい審議会の戦略的方向性について以下のような見解に達している。
 - **企業価値のために投資家への焦点**：新しい審議会は、投資家、融資者及び他の債権者の意思決定にとって重要性のある（material）情報に焦点を当てる。
 - **サステナビリティの範囲と気候関連の優先**：気候関連の情報の改善に対するニーズに緊急性があることから、新しい審議会は、当初は気候関連の報告に焦点を当てるが、同時に、その他の ESG（環境、社会、ガバナンス）事項に関する投資家の情報ニーズに応えるための作業も行う。
 - **既存の枠組みの活用**：新しい審議会は、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）の確立された作業や、企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告に関して先行する基準設定主体の連合の作業を活用する。
 - **ビルディング・ブロック・アプローチの採用**：主要な国・地域の基準設定主体と協力することにより、新しい審議会が公表する基準は、世界的に首尾一貫性があり、比較可能なサステナビリティ報告のベースラインを提供すると同時に、

² IFRS 対応方針協議会：（参加団体）一般社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社日本取引所グループ／株式会社東京証券取引所、公益社団法人日本証券アナリスト協会、企業会計基準委員会、公益財団法人財務会計基準機構（事務局）、金融庁（事務局）、経済産業省、法務省

³ ワーキンググループの議論に参加した団体：年金積立金管理運用独立行政法人、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、環境省

資料(4)

より広範なサステナビリティの影響を捉えた報告要件を調整するための柔軟性を提供する。

- 評議員会は、協議ペーパーに寄せられた回答と、それらのフィードバックにおける情報が上記の決定にどのように反映されたかをまとめたフィードバック・ステートメントを公表する予定である。評議員会は、このフィードバック・ステートメントとともに、新しい審議会の設置を正式に行うために必要な IFRS 財団の定款の改正案を、一般からのコメントを募集するために公表する予定であり、この改正案では、新しい審議会の構成も提案する予定である。評議員会は、IFRS 財団のモニタリング・ボードと引き続き協議し、定款の改正案に対する評議員会の見解に関する情報を入手する予定である。定款の改正にあたっては、90 日間のコメント期間を設けた公開の協議が必要となる。
- 評議員会は、2021 年 11 月の国連 COP26 会議に先立ち、新しい審議会についての最終決定を行うまでの過程は引き続き順調であると認識している。当該過程には、協議ペーパーにおいて説明した成功のための要件に関するフィードバックや、成功のための要件の検討に先立って満たすべきその他の条件の詳細な分析を行うことが含まれる。

以 上